全消協ニュース

全国消防職員協議会発行／編集責任者　山崎　均／東京都千代田区六番町1　自治労会館／☎（03）3263-0271
ホームページアドレス／http://www.jichiro.gr.jp/zensyokyo/index.html

全消協第35回全国消防職員研究集会
ー消防の広域化と市民の安全・安心を考えるー

第35回全国消防職員研究集会―『杜の都・仙台市』で開催

「消防の広域化と地域の安全・安心を考える」を統一テーマに

第35回全国消防職員研究集会が、新緑の青葉が萌える「ケヤキ並木」で有名な『杜の都・仙台市』において、5月10日から12日にかけて開催された。

開催初日の天候は全国的に荒れ模様で、仙台空港は霧のため離発着ができず、また各地の飛行場が運行を見合わせるなか、交通手段を変更しながら全国の仲間たちが主会場である電力ホールに駆けつけ、全消協加盟・未組織の消防職員、自治労単組関係者など約三五〇名が参加した。

集会冒頭、主催者を代表して全消協・迫大助会長が歓迎のあいさつを述べ、本研究集会の開催にご尽力をつくされた地元の自治労宮城県本部、ならびに地元単協である栗原市消防職員協議会の仲間達に感謝の言葉を伝え、続いて現在国が推し進めようとしている「消防の広域化」による問題点を、消防職員自らが考えることの重要性について提起を行い、そのための取り組みとして研究集会のメインテーマである「消防の広域化と市民の安全・安心を考える」を研究の柱として、各分科会での活発な意見交換や学習に期待すると訴えた。

その後、各ご来賓のあいさつをいただき、休憩を済ませたのち幹事会による「消防の広域化（30万規模）と地域の安心安全」と題する、総務省消防庁が示す今後の消防体制のあり方についての中間報告を、役人の目線で説明し参加者に課題提起した。

集会2日目には市内に5分科会場を設け、参加者が希望した分科会に分かれ、組織強化と自主組織づくり、賃金・労働条件の改善、これからの消防行政、救急医療体制の課題、労働安全衛生などについて、講義や活発な議論を展開した。

集会最終日は主会場の電力ホールに集い、各分科会報告を担当幹事が行ったのち、迫会長による総括的まとめを受け、最後に全消協・伊藤副会長による「団結ガンバロー」で締めくくった。

半鐘のこだま

昔から日本は、『水は天の恵み』『水は命の源』という言葉があるように、水は人間にとって非常に大切な存在であり、また消防にはとても大事な商売道具である。しかし、ここ数年は全国的に水害による被害のニュースが、新聞紙面や映像から目に入る事が多い。特に今年の梅雨は、各地で集中豪雨が発生し多くの堤防の決壊や崖崩れ、土石流などの自然災害が発生し住民が危険にさらされている。地域の『防災力』は、山間部では過疎化、高齢化による消防団員の不足、都市部では、コミュニティーの崩壊など、地域の防災力が著しく低下している。こうした中で国は多様化・大規模化する災害など住民のニーズに的確な対応をするためとして消防広域化を法制化したが、これは大都市を中心に考え、地方を軽視しているかのように映る。消防は今、防災対策を整えていく大事な時期に差しかかっている。職員と消防団員が顔の見える関係を築き市民防災に努力することが必要だ。我々は、目と耳を外に向け、いち早く情報をキャッチし厳しい嵐を一緒に乗り切りたいものだ。

勢力敬次
（全消協　東海幹事）

消防行政・団結権要求など政党に協力要請

消防広域化問題、予算措置への対応も

全消協は5月30日に迫会長が民主党・小沢一郎代表と会見、8月8日には社民党に対し消防行政と団結権問題について要請を行った。会見の席において迫会長は、民主党・小沢代表、社民党・福島党首にそれぞれ、消防の広域化問題について消防・救急の現場に負担過重やしわ寄せをもたらさないよう人員増を含めた予算措置を訴えるとともに、団結権問題については消防職員委員会制度の限界と封建的で非民主的な職場環境の実態を克服していくには消防の団結権獲得以外にはないことを強調し、これらの課題が国会の場でもっと議論されるよう、両党の積極的な対応を要請した。

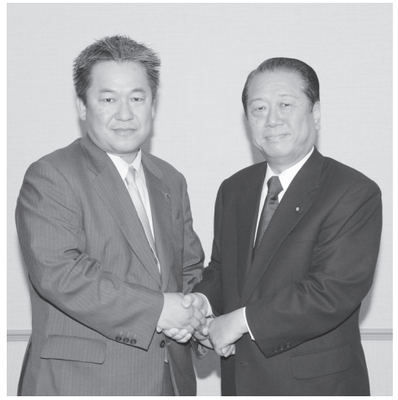

消防行政及び消防職員の団結権問題に関する要請内容

1．消防の広域化について
（1）計画策定にあたっては現場の消防職員に情報を開示し、意見の反映がはかられる制度設計になるよう指導をお願いしたい。
（2）市町村における常備消防防災体制の一層の強化をはかり、住民の「安心・安全」をより充実させるために、広域化後も人的・機材等物的確保ができるよう、国が特別交付税を交付するなど財政的支援措置を講じるよう提言されたい。
2．国民保護計画について
武力攻撃への対処に非武装の消防職員が徴用されることの問題を明らかにし、そもそも他国から攻撃されることのない政策をとるようお願いしたい。
3．消防職員の団結権問題について
（1）ＩＬＯ勧告を直ちに受け入れ、労使対等である職場環境を構築するために、早急に団結権を付与するよう提言されたい。
（2）消防職員は治安部隊ではなく、日常的に住民生活を守る一般公務員であり、その身分を明確にするようお願いしたい。
（3）山場を迎える公務員制度改革の中で、消防職員の団結権問題が採り上げられるようお願いしたい。

全消協第33回労働講座

未組織消防からも参加し活発に学習・交流

２００６年４月12日から14日にかけて、全消協第33回労働講座を新横浜国際ホテルで開催し、24道府県から51人（未組織2県4人含む）が参加した。

また、地元横浜消協と川崎消協から12人の聴講も行われ熱心な学習とともに連帯と交流を深めた。

今回は、4月に行われた給与制度の見直しに対して知識を深めるため、「人事考課制度と消防職場（人事院勧告を巡る情勢）」を新たに講座に加え、公務員をとりまく情勢や地域給与・給与制度の見直しに関する報告、消防職場と査定制度導入に対する問題点を学習した。

また、講座Ⅱ「消防の広域化と財政」では、地方自治総合研究所の飛田博史氏を講師に迎え、市町村財政から消防財政の現状と消防広域化による財源の補償　行革への対応などの講義を受けた。

1日目　講　座　Ⅰ
「人事考課制度と消防職場」
2日目　講　座　Ⅱ
「消防の広域化と財政」
講　座　Ⅲ
「消防職員の賃金・労働時間」
講　座　Ⅳ
「快適職場づくり（労働安全衛生）」
3日目　講　座　Ⅴ
「3万人体制の確立に向けて～組織強化拡大活動の意義」

研究集会・分科会報告

第1分科会

「組織強化と自主組織づくり運動」

第1分科会は「組織強化と自主組織づくり運動」をテーマに、助言者として森信夫（自治労労働局次長）氏を迎え開催した。

午前中は、全消協の活動状況として、迫会長から全消協30年の足跡やＩＬＯ活動・ＰＳＩ加盟を視野に入れた運動の方向性と、団結権獲得に向けた全消協の独自性を訴えた。続いて、森労働局次長から消防職員をとりまく情勢と自治労の消防職員支援活動についての報告を受けた。さらに、既に消防の広域合併が行われた三単協――西胆振消協・安部氏、津市消協（旧久居市消協）・寺田氏、高松市消協・香西四国幹事――からの現状報告があり、広域再編による合併に至るまでの過程と合併による降格・降給などの問題点を指摘した。

午後からは各班に分かれ、単協が抱える問題点や組織拡大運動の課題、消防職員委員会制度の問題点や団結権獲得を含めた取り組みの方向性について討論を行った。

この討論では、消防職員委員会制度は形骸化し、もはや限界がある。労使交渉をするためには団結権が必要で、ＰＳＩ加盟を含め、団結権獲得に向けた方策や方針を全消協が明確にし、活動していくことが大切であることを確認した。

最後に総括として鳥生副会長が、「団結権獲得には自治労のバックアップは当然だが、個々の協議会が出来ることはキッチリ実行することが重要だ。団結権獲得に向け組織拡大と地域住民を巻き込んだ活動が求められる。ＰＳＩへの加盟を視野に入れ、問題点の整理を行いながら団結権獲得の運動を進める。」と締めくくった。

第2分科会

「賃金・労働条件の改善のために」

助言者に松岡二郎（明治大学講師）氏を迎え、テーマを（1）労働基準法は交替勤務者に何を求めているか、（2）労働基準法について、として討論を進めた。

はじめに、伊藤副会長から「消防職場と賃金・労働条件について」の講演があり、職場の問題解決に向けた取り組み方法の提起があった。現状、団結権を持たない消防職員には、消防本部との正式協議の場として消防職員委員会制度が設けられているが、まずは、その制度を活用して問題点を表面化していくこと。それでも解決しない問題は、地方公務員法による人事（公平）委員会へ措置要求を行い、解決できない場合は、最終的に裁判闘争で司法判断を仰ぐという過程の説明がなされた。

午後からは、松岡講師による「労働基準法について」の講演を受けた。労基法は使用者に向けた適用基準であり、いくつかの例外はあるが消防職員も、原則全面適用であること。法律を知り、使いこなすことで自分達の権利と命を守っていくことが必要と強調された。

質疑応答では、参加者から、消防職員は使用者が業務命令を下すことの出来ないはずの休憩時間においても庁舎内で待機し、出動命令が出ればいかなる状況下でも瞬時に業務に入っていかなければならない。そのような厳しい環境下にいる職員の休憩時間を振替えるというのは、労基法に照らして問題ではないか。また、財政難を理由に祝祭日給の支給・時間外手当や補充勤務の超過勤務支給などが正規に支払われていないなどの理不尽な取扱いがなされている。なかには、労基法違反が疑われる条例改正があるなど質問が相次いだ。それぞれの質問に対し、松岡講師・伊藤副会長から具体的なアドバイスを受けた。最後に総括として伊藤副会長が、「今日の講演内容や知りえた情報を各所属に持ち帰り、それぞれの単協で取り組みをスタートして欲しい。」と締めくくった。

第3分科会

「これからの消防行政 ～未来の消防を考える」

「消防広域化と今後の消防」をテーマに、討議の柱として「消防力の基準から消防力の整備指針と名称変更し、市町村合併から消防広域化を模索する意図とは」「デジタル無線と指令台の共同運用の動向」「近隣消防との広域模擬想定」三点を取り上げ討論した。

まずは執行部側から広域化について問題提起した。昨年まで3232団体あった市町村は現在1820団体となり、消防本部も同様に936本部から820本部あまりとなったが、この市町村合併は各自治体の財政難の一時的な緩和のため、各首長同士の合意により合併がすすめられた経緯がある。しかし、これから行われようとしている「30万規模」の消防広域化は消防組織法を改正し、国および都道府県の権限が強化され、現時点においても、車輌購入に対する補助金は緊急消防援助隊に限定されるなど、今回の法改正により消防業務が一段と国主導のものとなってしまう可能性が高いことが指摘された。

また、「消防力の基準」から「消防力の整備指針」に変更になった経緯のもと、全国の消防本部で基準を満たした消防行政サービスを提供してきたところは少ない現状にあるにもかかわらず、努力目標である指針への方針転換は、

現在の消防力すら維持できなくなる問題をはらんでいることも提起された。

続いて、消防・救急無線のデジタル化及び指令業務の共同運用については、各自治体が財政難にあえぐ中、新たな設備投資である消防無線のデジタル化が期限内での整備を迫られていることを踏まえたうえで、モデル県である長野県の現状を報告し、消防・救急無線のデジタル化及び指令業務の共同運用は消防広域再編を進めるものであり、国・都道府県の消防に対する権限強化であることが指摘された。

午後からはグループに分かれ、「30万広域消防を基本に、地域の特殊性・離島等考慮した都道府県域ごとの広域消防模擬再編」を設定し議論を行った。その中で、地形・道路状況・生活圏・面積等考慮しながら、メリット・デメリットについて活発に討議し、住民サービスの向上か低下か、地水利・給与・人員・通勤・組織の拡大化による充実と弱体化等の問題点を抽出した。

最後に総括として、消防の広域化に対し住民・職員の目線で議論でき、有意義であったこと。また、執行部として総務省に対し消防の広域化は地域の特殊性を十分考慮するよう働きかけ、住民サービス向上に努力していくことを確認し、分科会を終了した。

第4分科会

「救急医療体制の課題」

「救急救命士の処置拡大に関する問題点」「地域メディカルコントロール（ＭＣ）体制の現況」「救急出動件数増加に伴う消防救急の現状と課題」をテーマに討論した。午前中は、仙台市立病院救命救急センター副センター長、村田祐二先生に「宮城県内や仙台市のＭＣ体制について」と題し、講演を受けた。この中で、ＭＣに関する復習や処置拡大とＭＣ体制について、現在のＭＣ体制の地域格差や問題点を示された。次に、現在までの「救急救命士の業務のありかたに関する検討会」について触れ、医師としての見解を示し熱い思いを話された。また、仙台市における「ドクターカーでの活動紹介」では、実際にドクターカーで現場に行ったときの体験談を話され、その中で「質のいい心臓マッサージ」が重要であると指摘された。最後に仙台市立病院救命救急センターと救急ステーションの紹介があった。

次に、現状報告として二単協から救急出動件数増大による問題点、また、「告発の行方」と題し報告がなされ、実際に告発にいたった事例の紹介を受けた。

午後からは、「救急出動件数を減らすにはどうすれば良いのか」「救急救命士の薬剤投与に関する問題点」についてグループ討論を行った。討論の中で、「救急出動件数を減らすには」という問題は、民間救急の使用や有料化といった方法、また他にも様々な意見が出され、活発な意見交換を行ったが、現在のところは有料化は難しいという意見が多かった。「救急救命士の薬剤投与に関する問題点」についても、薬剤投与の是非、薬剤投与に対するスムーズなＭＣ体制等の協力が必要であるといった意見が、救急救命士以外の救急隊員からも出され、ＭＣ体制の重要性を確認した。

最後に総括として迫会長が、現在の消防における救急情勢や救急の重要性などについて述べ確認しあった。

第5分科会

「労働安全衛生～快適な職場づくり」

「健康に働き続けられる職場をつくる」を分科会テーマとして、「メンタルヘルス対策の基礎知識と協議会のかかわり」「安全衛生対策への取り組み」を研究の柱として開催した。

はじめに、ヒューマン・メンタルヘルス研究所「あこーる」所長我妻淳一氏による、「働き盛りのメンタルヘルス（毎日のさわやかライフのために）」と題した講演があり、冒頭リラクゼーションを求める講師の乾杯の挨拶から開始された。これは通常、日常生活の中では主に左脳が理性を働かしているので、右脳を働かせるように切り替え、ユーモア的な感性が必要であるとの理由からであった。

講演の内容は、メンタルヘルスの近年の動向として、事業主責任と実行者責任について2003年3月最高裁判決を例に取りあげ、事業主は労働者に対して心身を損なう事のないよう注意する義務を負うという内容の講義があり、次に心の健康に関する相談体制とストレス対策のあり方として「フィジカルヘルス」と「メンタルヘルス」の必要性や進め方、協議会など組織としての対応と、個人対応の違いや、消防職員における惨事ストレスの背景、職場のモラルハラスメントについて分かりやすく解説がなされ、続いてリラクゼーションの必要性としてハンドマッサージ・ストレッチング・静的リラクゼーション等のリスニング研修を行った。

午後からは、リスニング研修を踏まえ現在自分たちが抱えている、又は相談を受けたことがある事案についてグループ討論を行った。

その後、職場巡回として仙台市消防局青葉消防署を訪問し、警防隊室・救急隊室・食堂・仮眠室・消防情報センター・特殊消防車輌・高度救助資機材等の見学を行い、最後に「安全衛生に係わる職場づくりへの取り組みについて」総務課の担当者から仙台市消防局の現状や取り組みについて説明を受け、質疑応答で締めくくった。

集会のまとめ――

研究の成果を実践に活かそう

全体集会・分科会での真摯な議論をありがとうございました。消防職員が自らの手で作りあげた学習の成果を活かそうという3日間だったと思う。環境がきつい、財政が無い、こういった苦しい状況を逆にチャンスと考えて、今だからこそ勉強をしてもらいたい。消防として行政として主体性を市民にあたえて、市民を守るために我々は頑張るんだという意識をこれまで以上に持って欲しい。

これからも苦しいことはあると思うが、全員の意思を結集し、執行部・協議会員が一丸となって全消協活動を行っていこう。

会長　迫　大助